

浜松市健康危機管理対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 浜松市内において発生した健康被害に関して情報を一元化するとともに、迅速かつ適切な健康危機管理対策を行うため、浜松市健康危機管理基本指針に基づき設置する浜松市健康危機管理対策委員会(以下「対策委員会」という。)について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 対策委員会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 健康被害に関する調査、情報の収集及び交換に関すること。
- (2) 健康被害に関する原因究明、対策の決定に関すること。
- (3) 対策本部の設置等の検討に関すること。
- (4) その他原因究明、対策の決定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 対策委員会に情報班、調査班を置くものとし、組織は、別表のとおりとする。

- 2 対策委員会に委員長及び委員、班に班長及び班員を置くものとする。
- 3 委員長は、保健所長をもってこれにあてる。
- 4 委員は、保健所各課長及び保健環境研究所長をもってこれにあてる。なお、必要に応じて、医療担当部長、健康医療課長、健康増進課長、その他必要な者を委員として、あてることができる。
- 5 委員長、委員、班長及び班員の所掌事務は別表のとおりとする。
- 6 委員会は国・県・学識経験者に意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 対策委員会の庶務は、保健総務課において処理するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表 浜松市健康危機管理対策委員会

構成	構成員		業務
委員長	保健所長		(1) 業務全般の指揮・管理 (2) 対策の決定
委員	保健所各課長 保健環境研究所長 必要に応じて、医療担当部長、 健康医療課長、健康増進課長、 その他必要な者		(1) 情報班・調査班・健康相談班の指揮管理 (2) 職員の召集 (3) 情報の整理 (4) 対策の検討
庶務班	班長	保健総務課長補佐	(1) 対策委員会の庶務
	班員	保健総務課職員 必要に応じて、健康医療課の職員	
情報班	班長	委員長が定める者	(1) 情報の収集 (2) 情報を解析し事件の全体像を把握
	班員	委員長が定める者	
調査班	班長	生活衛生課長補佐	(1) 調査の実施
	班員	食品衛生監視員及びその経験者を基本とし委員長が定める者	
健康相談班	班長	保健予防課長補佐	(1)患者及び家族の健康相談 (2)市民の健康相談
	班員	保健予防課及び保健所浜北支所の職員 必要に応じて健康増進課の職員	